

## 議案第20号

### 平成26年度大口町公共下水道事業特別会計予算

平成26年度大口町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ925,308千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		60,200
	1 負担金	60,200
2 使用料及び手数料		275,000
	1 使用料	275,000
3 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
4 繰入金		493,161
	1 一般会計繰入金	493,161
6 諸収入		2,547
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,546
7 町債		94,400
	1 町債	94,400
歳入合計		925,308

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		296,768
	1 総務管理費	296,768
2 下水道建設費		316,278
	1 下水道建設費	316,278
3 公債費		309,262
	1 公債費	309,262
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		925,308

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
下水道使用料徴収業務委託事業	平成27年度から 平成31年度まで	千円 48,370

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
公共下水道事業債	千円 84,000	普通貸借	2.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）
流域下水道事業債	10,400	同上	同上
計	94,400		

## 償 還 の 方 法

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据え置き期間を短縮し、又は繰上償還することができる。

同

上